

備中足守まちなみ館展示物等制作設置業務委託仕様書

1 委託業務名

備中足守まちなみ館展示物等制作設置業務委託

2 目的

備中足守まちなみ館において、足守地域の歴史、観光情報の発信拠点として、市内外の観光客をはじめとした来訪者にわかりやすく足守地域の歴史・人物・観光情報等を提供することで、足守地域の歴史・人物・観光情報等に興味を持ってもらい、足守観光の満足度を高める。

3 委託内容

本事業の目的を達成するため、受託者は、歴史に関する十分な知見がある人材を確保し、委託者と十分に協議・調整の上、本仕様書の要件を満たす事業の企画、制作、及び設置を行う。制作にあたっての校正は、受託者の責任において実施すること。業務範囲は、業務計画の作成、各種調査、取材などの準備段階から、デザイン、パネル制作など事業の実施に付随する一切とする。

基本的な委託内容は（１）～（５）のとおりとする。

（１） 土間－２に設置するパネル等の制作・設置

足守地域の歴史・人物等の展示物を制作し設置することとし、以下の事項に留意すること。

①デザイン・構成

- ・歴史等に興味がない人や、足守地域をあまり知らない来訪者にもわかりやすく、興味を引くデザイン及び構成とすること。
- ・制作物は、展示室の空間を効果的に使って展示できる構成、大きさ、数量とし、パネルは全て取り外しが可能なものとする。
- ・足守地域ゆかりの歴史上の人物である「ねね（高台院）」「緒方洪庵」「木下利玄」については、人物のストーリーや魅力が伝わる紹介パネルを個別に制作すること。
- ・その他、足守ゆかりの人物や歴史的エピソードについての紹介も検討すること。
- ・足守地域の歴史年表パネルを制作すること。

②掲載内容

- ・掲載する歴史情報は受託者が調査すること。
- ・来訪者の興味をそそぐことで、備中足守まちなみ館だけでなく、足守地域の周遊に繋がるような内容とすること。
- ・多言語化対応すること。パネルに記載されたQRコードを読み取ると、ブラウザ上の多言語で表示されたサイトまたはPDFファイル等にアクセスできるなど、来

訪者が使用しやすい手法で行うこと。多言語は、英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）とすること。

(2) 土間－1に展示する観光案内マップの制作・設置

足守地域の観光案内マップを制作し、土間－1に設置することとし、以下の事項に留意すること。

- ・足守地域の観光関連団体とも連携を図り、官民間わず足守地域の魅力的な観光スポットや施設を掲載すること。
- ・案内マップを見た来訪者が周辺を散策したいと思えるデザインとすること。
- ・観光関連団体や観光関連施設の掲載許可等の調整業務は、受託者で実施すること。
- ・全体の空間構成を考慮の上、マップの大きさや設置場所も含めて提案すること。

(3) 足守地域の歴史・人物等紹介映像制作・機器設置

デジタルサイネージに掲出するデータを制作するとともに、土間－2にデジタルサイネージを設置することとし、以下の事項に留意すること。

- ・掲出データはHD画質以上、3分～5分程度の動画を5本以上制作すること。
- ・動画内容は、足守地域ゆかりの歴史上の人物である「ねね（高台院）」の紹介、「緒方洪庵」の紹介、「木下利玄」の紹介、足守地域の歴史の紹介、及びこれらの全動画を1本に繋げた動画は必須とする。
- ・動画には、音声とテロップを入れること。
- ・アニメーション・実写等撮影手法は問わないが、心を惹きつける映像や来訪者の印象に残るような工夫をすること。
- ・デジタルサイネージは、画面サイズを横110cm×縦62cm（50型相当）以上とし、音声ありのものとする。
- ・デジタルサイネージの設置場所や設置方法も合わせて提案すること。
- ・デジタルサイネージの使用法やトラブル時の対応マニュアルを作成すること。
- ・多言語化やバリアフリー対応として、日本語音声の部分は、日本語と英語のテロップを挿入することとし、日本語テロップ版と英語テロップ版で動画を分けて制作すること。
- ・動画内容は、(1)のパネル等と完全に同じ内容としないこと。

(4) 独自提案

(1)から(3)に記載している委託内容のほか、事業の効果をさらに高めるための魅力的な独自提案を行うこと。

(5) 成果物

制作物等のほか、以下のものを成果物として納入すること。

- ・パネル等の展示物は、次の形態のデータファイルでも納品すること。

(ア) a i ファイル

(イ) P D F ファイル

・映像は、次の形態のHD画質で納品すること。

(ア) D V D (日本語テロップ版、英語テロップ版) 各 3 枚

(イ) B l u e r a y ディスク (日本語テロップ版、英語テロップ版) 3 枚

(ウ) M P 4 形式のデータファイル

4 委託期間

契約締結から令和 7 年 3 月 3 1 日 (月) まで

5 設置場所

岡山市北区足守 9 2 8 番地 備中足守まちなみ館

※パネル及びデジタルサイネージの取り付け日時は、事前に市の担当者と協議すること。

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

7 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品等が著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利をいい、第 2 7 条、第 2 8 条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）

- を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
 - (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

8 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取り扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

9 留意事項

- ・制作にあたっては、歴史に関する十分な知見がある人材を確保した上で、遂行すること。また、編集段階で説明文・映像等の原案を市へ提出し、了解を得ること。
- ・制作にあたっての校正は、受託者の責任において実施すること。

10 その他

- ・本業務の開始から終了までの間、調査、制作、進行管理全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために適宜委託者と打ち合わせを行い、必要に応じて委託者と協議を行うこと。
- ・本業務の実施にあたり、備中足守まちなみ館で作業を実施する場合は、作業日程及び作業時間について事前に委託者に連絡すること。
- ・本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- ・本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- ・本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- ・本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者か

ら損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。

- 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- 本業務について会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 本業務の実施にあたって、環境負荷低減に努めること。
- 本業務の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。